

名古屋市金城ふ頭駐車場(仮称)整備事業
入札説明書等に関する質問・回答(その1)

平成26年5月23日

名古屋市
公益財団法人名古屋まちづくり公社

名古屋市金城ふ頭駐車場(仮称)整備事業 入札説明書等に関する質問・回答(その1)

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所								質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等		
1	応募者の入 札参加資格 の確認	入札公告	3		2	(1)	コ	(イ)	a	「応募者は建築設計の競争入札参加資格を有すると認定された者」とありますが、設計業務に直接関わらない場合も、事前申請は必要となりますでしょうか？	入札説明書第3 1.(1)コ(ア)は、設計業務を担う者に求める要件です。(イ)は建設、(ウ)は維持管理、(エ)は運営を担う者の要件であり、これらの者は(ア)に掲げる要件を満たす必要はありません。
2	参加資格要件	入札説明書	5	第3	1	(1)	ウ			「指名停止の措置を受けていない者であること」とありますが、名古屋市及び名古屋まちづくり公社からの指名停止に限定されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	参加資格要件等	入札説明書	5	第3	1	(1)	ウ			「指名停止の措置を受けていない者であること」というのは、市又は公社からの指名停止の措置という意味でよろしかったでしょうか。	No.2の回答をご参照ください。
4	入札参加資格	入札説明書	5	第3	1	(1)	ウ			「指名停止措置を受けていない者」とありますが名古屋まちづくり公社及び名古屋市からの指名停止と考えてよろしいでしょうか。	No.2の回答をご参照ください。
5		入札説明書	6	3	1	(1)	コ	(イ)	d	入札説明等の補足説明P2-2に記載のとおり、主たる業務を担う1社が要件を満たしていれば、協力会社は要件を満たさなくても良いと判断して良いか。	協力会社についても、入札説明書第3 1.(1)の参加資格要件を満たす必要があります。入札説明書7ページ第3 1.(2)をご参照ください。
6	運営実績	入札説明書	7	第3	1	(1)	コ	(エ)	b	総収容台数1,000台以上の自走式立体駐車場の運営実績ですが、当該要件を満たす無料駐車場が付帯した施設の総合管理を実施しその中で出入庫及び場内案内、警備業務、クレーム対応等を実施している場合は運営実績として認められると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	参加資格要件	入札説明書	7	第3	1	(1)	コ	(エ)	c	実施方針でも質問がありましたが、必要な技術、資格について具体的にどのような事をイメージしているか明確に回答願います。	応募各社が、外部委託せず自らが全ての運営業務を実施する際に、法制度上、有資格者でなければ携わることのできない業務がある場合、当該資格等を取得していなければならないという趣旨です。そのため、特定の資格等を指定するものではありません。実施方針に関する質問・回答(平成26年3月24日公表)No.51もご参照ください。
8	事業者の選 定のスケ ジュール	入札説明書	10	第4	2					今回の質問に関する回答が5月30日までとなっておりますが、入札説明書P21のフロー図において、質疑回答日は5月21日までと読み取れます。少なくとも参加表明検討に関する質疑に関しては、書類収集、押印手続き等の関係上、全体の回答よりも前倒して回答して頂きますようお願いします。	質問回答は5月30日ですので、フロー図を修正します。なお、ご意見を踏まえ、参加資格要件に関する質問については、先行して回答するものとします。
9	個別対話	入札説明書	12	第4	3	(4)				個別対話の参加者は、提案予定者と定義されていますが、複数企業で応募グループを組成した場合、各社での個別対話は可能でしょうか。それとも1応募グループで1回ということでしょうか。ご教示をお願いします。	応募グループ単位での実施となります。平成26年5月23日公表の「名古屋金城ふ頭駐車場(仮称)整備事業における個別対話の実施細目」をご参照ください。
10	個別対話	入札説明書	12	第4	3	(4)	ア	(イ)		個別対話に協力会社を加えて参加することは可能でしょうか。	協力会社も加えての実施も可能です。No.9の回答もご参照ください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所							質 問	回 答	
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等			① 等
11	個別対話の実施	入札説明書	13	第4	3	(4)	イ	(ア)		個別対話の実施時期としては、平成26年5月下旬～6月との記載です。 実施時期については応募者側から要望することは可能でしょうか。	開催日時は原則公社が指定しますが、不都合がある場合は協議に応じます。 No.9の回答もご参照ください。
12	個別対話の追加実施	入札説明書	13	第4	3	(4)	イ	(ウ)		「上記の個別対話の実施後に、市及び公社が追加実施が必要と認めるときは、再度個別対話を実施することがある。」とありますが、再度の個別対話が行われる場合は、個別対話を実施した応募者すべてを対象とするのでしょうか。	既に個別対話を実施した提案予定者すべてが対象となります。 No.9の回答もご参照ください。
13	個別対話の追加実施	入札説明書	13	第4	3	(4)	イ	(ウ)		「上記の個別対話の実施後に、市及び公社が追加実施が必要と認めるときは、再度個別対話を実施することがある。」とありますが、必要に応じて提案予定者側から再度の個別対話を希望することは可能でしょうか。	実施については市及び公社が決定します。 No.9の回答もご参照ください。
14	個別対話	入札説明書	13	第4	3	(4)	イ			当日の確認事項を検討する際の参考にしたいと思いますので、想定されている対話時間についてご教示ください。	1提案予定者あたり1時間までとします。 No.9の回答もご参照ください。
15	再委託の禁止	業務要求水準書	30	第3	1	(2)				再委託禁止とありますが、本整備事業の維持管理業務の協力会社として参加を予定しております。 構成企業から維持管理業務の一部（建築物・設備・植栽・清掃・廃棄物処理等）を受託し、元請会社の責任のもと、安全性・信頼性・地産池消の観点から、協力会社として県内・市内企業又はメーカーへ委託する事は宜しいでしょうか。	管理運営協定書(案)第14条第1項各号の業務については、同条第2項、第3項及び第4項の規定を準用することを前提に、協力会社から委託することも可とします。
16	落札者の決定基準についての確認	落札者決定基準	4		4	(1)	イ		②	評価基準の確認基準の項目に「3期連続で総額がマイナス値でないこと」とありますが、これは3期連続で赤字となった企業は評価基準をみたまないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、別途他の応募各社又は親会社等の第三者が十分な代替信用補完措置を予定している場合は、基準を満たすものとします。
17	代替信用補完について	落札者決定基準	5		4	(1)	イ			「代替信用補完措置が必要となる応募各社又は協力会社」とありますが、その措置が必要となる基準があればご提示ください。	評価基準の「資力」、「信用力」の基準を満たさない構成員、協力会社がいる場合に、他の応募各社又は親会社等の第三者が代替信用補完をする場合に判定する項目です。
18	運営の実績を証する書類について	様式集	1	第1	2					運営の実績を証明する書類に添付する契約書の写しに契約金額を除いた写しで問題ないでしょうか。	実績が確認できる内容であれば問題ありません。
19		様式集	3	第2						協力会社は様式4のみの提出で良いか。様式4に記載のある構成団体等とは、協力会社も含まれるのか。	協力会社は、様式4のほか、実績を証する書類(様式7～9)のうち該当するものを提出する必要があります。様式4に記載の構成団体には、協力会社も含むものとします。
20	参加表明書	様式集	3	第2	2					A4フラットファイルに表記する事項は、公社より送付された参加資格確認通知書に表記の番号以外は任意と考えてよろしいでしょうか。	A4フラットファイルへの表記事項は応募者の任意とします。なお、事業提案書(様式16を除く)には公社から送付する参加資格確認通知書に記載された番号を記入してください。

回答 No.	質問項目 (タイトル)	該当箇所							質 問	回 答
		資料名	頁	第1 等	1 等	(1) 等	ア 等	(ア) 等	① 等	
21	建設の実績 を証する書類	様式	様式8						「（注２）建設の業務実績は、過去１０年以内に実施した・・・」と記載されていますが、「過去１０年以内」を「平成１６年度以降」と読み替えるものとして宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。様式7(注2)、様式8(注2)、様式9「運営企業の業務実績」中、「過去10年以内」は「平成16年度以降」と読み替えるものとします。
22	運営の実績 を証する書類	様式	様式9						運営企業の業務実績として、「過去１０年以内」と記載されているのを「平成１６年度以降」と読み替えるものとして宜しいでしょうか。	No.21の回答をご参照ください。
23	運営の実績 を証する書類	様式	様式9	注2					実績を証する契約書の写しを添付するとのことですが、写しは一部でよろしいでしょうか。 また、契約金額等の外部秘の情報については、わからない状態にしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。後段は、実績が確認できる必要があります。 No.18の回答もご参照ください。